

文京区建設事務手数料条例（建築物エネルギー消費性能向上計画性能向上計画認定関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する手数料

申請の種類		適合証がある場合		
		認定申請	変更認定申請	
一戸建て住宅 <small>（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）</small>		5,800 円☆	4,100 円☆	
一戸建て以外の建築物	住宅	当該部分の床面積の合計が 300 ㎡未満のもの	11,300 円	8,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 ㎡以上 2000 ㎡未満のもの	23,800 円	16,700 円
		当該部分の床面積の合計が 2000 ㎡以上 5000 ㎡未満のもの	52,800 円	37,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5000 ㎡以上 10000 ㎡未満のもの	94,700 円	66,500 円
		当該部分の床面積の合計が 10000 ㎡以上 25000 ㎡未満のもの	119,000 円	83,500 円
		当該部分の床面積の合計が 25000 ㎡以上のもの	148,000 円	103,000 円
	非住宅	当該部分の床面積の合計が 300 ㎡未満のもの	11,300 円	8,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 ㎡以上 1000 ㎡未満のもの	19,500 円	13,800 円
		当該部分の床面積の合計が 1000 ㎡以上 2000 ㎡未満のもの	31,600 円	22,200 円
		当該部分の床面積の合計が 2000 ㎡以上 5000 ㎡未満のもの	94,300 円	66,100 円
		当該部分の床面積の合計が 5000 ㎡以上 10000 ㎡未満のもの	149,000 円	104,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10000 ㎡以上 25000 ㎡未満のもの	188,000 円	132,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25000 ㎡以上のもの	235,000 円	165,000 円

※一戸建て以外の建築物において、住戸の数が 1 戸である場合の住宅部分の手数料は☆の金額とする。

申請の種類			適合証がない場合		
			認定申請	変更認定申請	
一戸建て住宅 (人の居用以外の用途に供する部分を有しないものに限る)	誘導仕様基準	建築物の延べ面積が 200 m ² 未満	20,700 円☆	14,300 円☆	
		建築物の延べ面積が 200 m ² 以上	22,200 円☆	15,100 円☆	
	仕様・計算併用法	建築物の延べ面積が 200 m ² 未満	30,100 円☆	21,100 円☆	
		建築物の延べ面積が 200 m ² 以上	33,200 円☆	23,300 円☆	
	標準計算法	建築物の延べ面積が 200 m ² 未満	40,200 円☆	28,300 円☆	
		建築物の延べ面積が 200 m ² 以上	44,900 円☆	31,500 円☆	
一戸建て以外の建築物	住宅	誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	38,700 円	26,800 円
			当該部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 2000 m ² 未満のもの	66,900 円	46,500 円
			当該部分の床面積の合計が 2000 m ² 以上 5000 m ² 未満のもの	120,000 円	84,800 円
			当該部分の床面積の合計が 5000 m ² 以上のもの	183,000 円	127,000 円
		仕様・計算併用法	当該部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	59,800 円	42,000 円
			当該部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 2000 m ² 未満のもの	100,000 円	70,500 円
			当該部分の床面積の合計が 2000 m ² 以上 5000 m ² 未満のもの	175,000 円	122,000 円
			当該部分の床面積の合計が 5000 m ² 以上 10000 m ² 未満のもの	256,000 円	179,000 円
			当該部分の床面積の合計が 10000 m ² 以上 25000 m ² 未満のもの	304,000 円	213,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25000 m ² 以上のもの		354,000 円	248,000 円	
	標準計算法	当該部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	81,000 円	56,800 円	
		当該部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 2000 m ² 未満のもの	135,000 円	94,600 円	
		当該部分の床面積の合計が 2000 m ² 以上 5000 m ² 未満のもの	229,000 円	161,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 5000 m ² 以上 10000 m ² 未満のもの	329,000 円	231,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 10000 m ² 以上 25000 m ² 未満のもの	390,000 円	273,000 円	
		当該部分の床面積の合計が 25000 m ² 以上のもの	449,000 円	314,000 円	

※一戸建て以外の建築物において、住戸の数が1戸である場合の住宅部分の手数料は☆の金額とする。

申請の種類			適合証が発行されていない場合		
			認定申請	変更認定申請	
一戸建て以外の建築物	非住宅	モデル建物法	当該部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	102,000 円☆	71,600 円☆
			当該部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 1000 m ² 未満のもの	129,000 円☆	91,100 円☆
			当該部分の床面積の合計が 1000 m ² 以上 2000 m ² 未満のもの	171,000 円☆	119,000 円☆
			当該部分の床面積の合計が 2000 m ² 以上 5000 m ² 未満のもの	276,000 円☆	193,000 円☆
			当該部分の床面積の合計が 5000 m ² 以上 10000 m ² 未満のもの	361,000 円☆	253,000 円☆
			当該部分の床面積の合計が 10000 m ² 以上 25000 m ² 未満のもの	434,000 円☆	304,000 円☆
			当該部分の床面積の合計が 25000 m ² 以上のもの	509,000 円☆	357,000 円☆
		標準入力法	当該部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	266,000 円	186,000 円
			当該部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 1000 m ² 未満のもの	334,000 円	234,000 円
			当該部分の床面積の合計が 1000 m ² 以上 2000 m ² 未満のもの	431,000 円	301,000 円
			当該部分の床面積の合計が 2000 m ² 以上 5000 m ² 未満のもの	615,000 円	430,000 円
			当該部分の床面積の合計が 5000 m ² 以上 10000 m ² 未満のもの	758,000 円	531,000 円
			当該部分の床面積の合計が 10000 m ² 以上 25000 m ² 未満のもの	896,000 円	627,000 円
			当該部分の床面積の合計が 25000 m ² 以上のもの	1,020,000 円	715,000 円

※一戸建て以外の建築物において、住戸の数が1戸である場合の住宅部分の手数料は☆の金額とする。